

慶弔見舞金規程

(目的)

第1条 この規程は、役員・社員およびその家族に慶弔のあったときの慶弔金および見舞金の支給について定めたものである。

(支給事項の範囲)

第2条 慶弔金および見舞金を支給する場合は以下の各号のとおりとする。

- ① 本人の結婚（結婚祝金）
- ② 本人または配偶者の出産（出産祝金）
- ③ 本人の業務上の事故等による死亡（弔慰金）
- ④ 本人の業務外の事由による死亡（弔慰金）
- ⑤ 家族の死亡（弔慰金）
- ⑥ 本人の住居が被災したとき（被災見舞金）
- ⑦ その他必要と認められたとき

(届出義務)

第3条 役員・社員またはその関係者がこの規定により慶弔金または見舞金を受けようとするときは、その事実を証明する書類を添付または掲示し、上司に届け出ることを要する。

(受給資格)

第4条 この規程の適用は、役員・満6か月以上在籍する常勤社員に限るものとし、嘱託、パートタイマーおよびアルバイトには適用しない。

(結婚祝金)

第5条 役員・社員が結婚したときは以下の各号の基準に基づき、結婚祝金を支給する。

- | | |
|------------|---------|
| ① 勤続1年未満の者 | 10,000円 |
| ② 勤続1年以上の者 | 20,000円 |
| ③ 勤続3年以上の者 | 30,000円 |

(出産祝金)

第6条 役員・社員またはその配偶者が出産したときは、祝金として10,000円を支給する。

(弔慰金)

第7条 役員・社員が業務上の事故等により死亡した場合は、弔慰金として、基本給の3か月分を支給する。

役員・社員が業務に起因しない事由により死亡した場合は、弔慰金として、基本給の1か月分を支給する。

(家族の死亡)

第8条 役員・社員の家族の死亡については、以下の各号の基準に基づき弔慰金を支給する。

- ① 配偶者の死亡の場合 30,000円
- ② 子、父母、同居の義父母の死亡の場合 20,000円
- ③ 血族の兄弟姉妹、同居の祖父母の死亡の場合 10,000円

(供花等)

第9条 配偶者、子、父母、同居の義父母が死亡したときは、供花一对および籠盛を供える。
弔電も合わせて打つものとする。

(被災見舞金)

第10条 役員・社員の住居が被災した場合、次の区分により見舞金を支給する。

区分		全焼、全壊、全流失	半焼、半壊、半流失	床上浸水等
世帯主で扶養家族のある者	自己所有	50,000円	30,000円	20,000円
	借家等	20,000円	10,000円	5,000円
	間借等	10,000円	4,000円	2,000円
世帯主でない者および独身者	自己所有	20,000円	10,000円	5,000円
	借家等	10,000円	6,000円	3,000円
	間借等	5,000円	4,000円	2,000円

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附則

この規程は、2021年5月30日施行する。